

年金の受け取りに必要な期間が10年に満たないときは？

任意加入制度がありますので、ご利用ください。

60歳になるまでに保険料を納める期間が10年を満たしていない場合や、満額の受け取りに必要な期間(40年)が足りない場合、65歳までの方なら任意加入することができます。

老齢基礎年金の年金額(満額)
(平成29年度の額)

20歳から60歳になるまでの40年間の保険料をすべて納めると、満額の老齢基礎年金を受け取ることができます。

年額 779,300円
(月額 64,941円)

その1 10年以上保険料を納めた期間があるか。
老齢基礎年金は、保険料納付済期間(厚生年金保険や共済組合の加入期間を含む)と保険料免除期間などを合算した資格期間が10年以上ある場合に、終身にわたって受け取ることができます。

その2 保険料を40年分納めないと年金額が減額になります。
保険料を納めていないと、将来受け取る年金額が少なくなります。

その3 お手続きは原則65歳からです。
ご希望で、年金の受け取り年齢の「繰上げ」、「繰下げ」が可能です。

繰上げ受給…希望すれば60歳から65歳になるまでの間に繰り上げて受け取ることができ、年金額が減額されます。

繰下げ受給…希望すれば66歳以降から、繰り下げて受け取ることができ、年金額は増額されます。

老齢基礎年金を受け取るためには、年金の請求手続きが必要です。

1. 「老齢年金のお知らせ」や「年金請求書」などが日本年金機構または共済組合などからご自宅に届きます。
原則として、65歳の誕生月の約3カ月前に、日本年金機構または共済組合などから「老齢年金のお知らせ」や「年金請求書」が届きます。
※繰上げ請求を希望される方や、年金請求書が送付されていない方は、土浦年金事務所または役場保険年金課で年金請求書をお受け取りください。

2. 「年金請求書」を提出します。
必要事項を記入し、**受給開始年齢の誕生日の前日以降**に提出します。年金請求書には、戸籍抄本や住民票などの添付書類が必要です。添付書類は配偶者の有無や年金加入状況などにより変わりますので、年金請求書に同封されているパンフレットや、年金事務所・ねんきんダイヤルなどでご確認ください。

国民年金
あれこれ
老齢基礎年金を受けるための
3つの条件を確認しよう！

老齢基礎年金は、国民年金の加入者であった方の老後の保障として給付され、65歳になったときに支給されます。

空き家・空き地バンクに登録しませんか？

空き家・空き地バンク制度とは
売却や賃貸を希望する空き家および空き地(空き地の場合は売却のみ)の所有者から、物件情報を空き家・空き地バンクにご登録いただき、町ホームページなどで公開することで、定住や住み替えを目的として空き家・空き地の利用を希望する方に、情報を提供する制度です。



契約方法
トラブルを防止するため、空き家および空き地の所有者には、**町と協定を結ぶ公益社団法人茨城県宅地建物取引業協会の会員業者に仲介を依頼**していただくことになります。
※仲介業者の仲介には、宅地建物取引業法の規定に基づく**仲介手数料が発生**します。

空き家・空き地を登録できる方
(売りたい方・貸したい方)

空き家の場合

- 個人が居住を目的として建築し、現に居住していない町内に存在する建物(近く居住しなくなる予定のものを含む。)を所有する方が対象です。
- ただし、民間事業者による賃貸または分譲を目的とする建物は除きます。
- ※市街化調整区域内の物件は登録できない場合があります。

空き地の場合

- 個人が居住を目的として建物を建築することができ、現に使用していない(近く使用しなくなる予定のものを含む。)町の市街化区域内および、もえぎ野台に存在する農地以外の土地を所有する方が対象です。
- ただし、民間事業者による分譲を目的とする土地は除きます。

空き家・空き地を利用できる方
(買いたい方・借りたい方)
空き家に5年以上定住する方、または空き地に住宅を建築し、5年以上定住する方が対象です。

登録方法
登録申込書に記入の上、必要な書類を添えて、役場企画財政課へ提出してください。
申込書の様式は、町公式ホームページからダウンロードしていただくか、役場企画財政課へお問い合わせください。

問い合わせ先：役場 企画財政課 まちづくり推進係 ☎68-2211(内線226)

「青少年の非行・被害防止には大人の見守りが大切です」

～ご存知ですか、青少年の深夜外出制限！～
青少年の深夜外出は、さまざまな犯罪やトラブルに巻き込まれる恐れがあり大変危険です。県では、「茨城県青少年の健全育成等に関する条例」を定め、青少年の深夜の外出を制限しております。また、カラオケボックス・インターネットカフェ・漫画喫茶・映画館の営業者は、深夜に青少年を入場させてはいけません。
深夜に青少年を外出させないようにしましょう。



利根町新築マイホーム 取得助成金のご案内

町では、平成27年4月1日以降に、町内に住宅を新築、建て替えまたは建築住宅(建築基準法に基づく建築確認日から3年を経過していない住宅)を購入された方に対し、住宅取得に要した費用を、基本30万円、最大50万円まで助成します。

住宅取得に伴う登記の日から1年以内に申請していただきます。なお、今年度の申請は11月30日(木)までとなります。

本助成金の申請には、所定の要件がありますので、詳細につきましては、町公式ホームページ(「トップページ」→「移住・定住支援」)→「利根町新築マイホーム取得助成金」をご覧ください。役場企画財政課まちづくり推進係までお問い合わせください。

○問い合わせ先
役場企画財政課 まちづくり推進係
☎(68)2211(内線226)
Eメール: machisui@town.tone.lg.jp